## 診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚く お礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0628 第 2 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

## 《適 用 日》 令和 6年 7月 1日より適用

改 正 後	改 正 前
抗カルジオリピン $\lg G$ 抗体、抗カルジオリピン $\lg M$ 抗体、抗 $\beta 2$ グリコプロテイン $I \lg G$ 抗体、抗 $\beta 2$ グリコプロテイン $I \lg M$ 抗体	抗カルジオリピン $\lg G$ 抗体、抗カルジオリピン $\lg M$ 抗体、抗 $\beta 2$ グリコプロテイン $\lg G$ 抗体、抗 $\beta 2$ グリコプロテイン $\lg M$ 抗体
ア 抗カルジオリピンIgM 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA 法、CLIA 法又は FIA 法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 抗 β2 グリコプロテイン I IgG 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA 法、CLIA 法又は FIA 法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 抗 β2 グリコプロテイン I IgM 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA 法、CLIA 法又は FIA 法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。	ア 抗カルジオリピン IgM 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA 法又は CLIA 法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 抗 ß 2 グリコプロテイン I IgG 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA 法又は CLIA 法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 抗 ß 2 グリコプロテイン I IgM 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA 法又は CLIA 法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 エ (略)